

5. 教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込み

教育・保育給付認定及び認可保育施設利用申込みは、入園希望月の申込み期間中に、下記のいずれかの方法で手続きをしてください。申込み締切日までに申込み書類の提出がない場合は、利用調整の対象となりません。

【窓口での申込み】

<受付窓口>

窓口	場所	電話
こども施設入園課 入園グループ	アクス本八幡2階 市川市八幡3-4-1 ↓ ※12月中に移転予定	047-334-1111(代表) 047-711-1785(直通) ※執務室移転の前後で 変更はありません
	第1庁舎2階 市川市八幡1-1-1	
子育てナビ行徳	行徳支所2階 市川市末広1-1-31	047-359-1391(直通)

<受付時間> 8:45~17:15 (土日祝・年末年始を除く)

※受付に時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってご来庁ください。

※12:00~13:00の受付については、お待ちいただく場合もございますので、ご了承ください。

※12月9日(水)、16日(水)、23日(水)の受付時間は、8:45~20:00です。

<持参する書類>

申込みに必要な書類	P11「申込みに必要な書類」を参照のうえ、認可保育施設利用申込みに必要な書類を、あらかじめ記入してお持ちください。 ※提出書類の不足や記入漏れなど申込み書類に不備がある場合、利用調整の対象とならない場合や、利用調整において不利になる場合があります。 ※記入について不明箇所がありましたら、窓口で確認のうえご記入いただいてもかまいません。
個人番号(マイナンバー)に関する書類	窓口で確認させていただきますので、P14「個人番号(マイナンバー)について」をご参照のうえ、次の書類をお持ちください。 1. 窓口で申込み手続きをする保護者の番号確認のための書類(マイナンバーカード等) 2. 窓口で申込み手続きをする保護者の身元(実在)確認のための書類(運転免許証等)

<注意事項>

●こども施設入園課の執務室移転について

令和2年12月中に、こども施設入園課の執務室がアクス本八幡から第1庁舎2階に移転する予定です。移転の詳細が決まりましたら市公式Webサイト等でお知らせいたします。



●1月~4月の利用申込みについて

令和3年1~4月の申込み期間が重なっており、4月の利用申込みが他の月に比べて多いため、1~4月の申込み期間を通して窓口が混雑します。特に申込み開始日と締切日間際はかなりの混雑が予想されます。窓口でお申込みされる場合はできるだけ混雑時期を避けていただくとともに、時間に余裕をもってご来庁ください。また、郵送(簡易書留)での申込みもご利用ください(締切日必着になります)。

●お子さんの同伴について

窓口でのお申込みの際、お子さんを同伴していただく必要はありません。

ただし、病気や障がいがあるなど、お子さんの心身の状態等から保育施設に預けることについて心配なことがある場合、お子さんの発達がゆっくりと思われるなどお子さんの発達について心配なことがある場合は、看護師面談のためお子さんと一緒にご来庁いただく必要がありますので、利用申込みの前にこども施設入園課にご連絡ください(P17をご参照ください)。

【郵送での申込み】

＜送付する書類＞

申込みに必要な書類	P11「申込みに必要な書類」を参照のうえ、認可保育施設利用申込みに必要な書類をお送りください。 ※提出書類の不足や記入漏れなど申込み書類に不備がある場合、利用調整の対象とならない場合や、利用調整において不利になる場合があります。
個人番号(マイナンバー)に関する書類	P14「個人番号(マイナンバー)について」をご参照のうえ、次の書類をお送りください。 1. 郵送で申込み手続きをする保護者の番号確認のための書類 (マイナンバーカードのコピー等) 2. 郵送で申込み手続きをする保護者の身元(実在)確認のための書類 (運転免許証のコピー等)

＜送付先＞

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市 こども施設入園課 入園グループ 入園申込み受付担当

＜送付時期＞

入園希望月の申込み期間中に到着するように発送してください。

申込み締切日までに申込み書類が到着しない場合は、利用調整の対象となりません。

＜送付方法＞

●必要書類の受け渡しを確実にを行うため、申込み書類は必ず簡易書留をご利用ください。

※簡易書留を利用しないご郵送の場合、利用調整の対象とならない場合があります。

※書類が紛失された場合に市川市では責任を負いかねます。

※郵送料金に不足が無いようご注意ください。料金不足の書類は受け取ることができません。

※郵送事故など不着についての責任は負いかねます。

●申込み後に、不足書類の提出や、不備のあった書類の再提出をする場合は、普通郵便でも受け付けます。

＜注意事項＞

●市川市民の方が市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合は、提出された書類の確認(希望市区町村への問合せ)と保護者への伝達、不足書類の再提出等を円滑に行えるよう、可能な限り窓口でお申込みいただくようお願いします。

●市川市外にお住まいの方で、市川市内の認可保育所等の利用を希望する場合は、お住まいの市区町村で利用申込みをしてください(P20をご参照ください)。

【申込みに必要な書類】

認可保育施設利用申込みの際は、以下の①～④を確認し、必要な書類をご用意ください。

- | | |
|------------------------|----------|
| ① 教育・保育給付認定申請書（市指定の用紙） | 《対象者》 全員 |
| ② 保育所等利用申込書（市指定の用紙） | 《対象者》 全員 |

※①・②はお子さん1人につき1部必要です。

※記入にあたっては、「記入上の注意」をご参照ください。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ③ 保育の必要性を確認する書類 | 《対象者》 ◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻 |
|-----------------|------------------------|

申込時の状況	必要書類	父	母
就労(復職予定の場合を含む)	就労証明書 （市指定の用紙） 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に就労証明書の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労日数・就労時間が変則の方	直近1ヶ月分のシフト表 (1ヶ月間の就労日・就労時間等の実績がわかるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自営業の方	開業後1年以上の場合： 確定申告書 B 第1表・第2表のコピー 開業後1年未満の場合： 開業届のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	不要 入園後2ヶ月以内に就労を開始し、「就労証明書」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労内定	就労証明書 （市指定の用紙）・・・「採用予定」に☑を入れたもの ・就労開始予定日が記入されている就労証明書の場合で、申込み月の翌月までに入園内定とならず就労開始できない場合、申込み月の翌々月の申込み期間内に就労証明書等の再提出が必要です(就労内定の状況が続く場合は、2ヶ月毎に提出が必要となります)。期間内に提出がない場合、入園要件を「就労内定」から「就労予定」に切り替え、基準指数を変更します。 (例)9月15日採用予定で、9月利用申込みの場合、9～10月の利用調整は「就労内定」ですが、11月の申込み期間内に就労証明書の提出がない場合、11月利用調整より「就労予定」となります。 ・保育施設入園後に就労開始する旨の就労証明書の場合、再提出の必要はありません。 ・就労開始した場合は、就労証明書(「就労中」に☑、証明日が就労開始後のもの)の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	在学証明書・時間割表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)		<input type="checkbox"/>
保護者の疾病・障がい	診断書 （市指定の用紙）又は 障害者手帳のコピー 診断書は医師による証明が必要です(整骨院等は不可)。 診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	介護・看護・付添状況申告書 （市指定の用紙） 被介護者の診断書 (市指定の用紙)又は 障害者手帳のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	罹災証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待やDVのおそれ	関係機関からの証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④ その他状況に応じて提出していただく書類

《対象者》 ◆世帯の状況に応じて該当する方のみ

<保護者の就労状況>

申込時の状況	提出書類	
育児休業・産後休暇から復職予定の方	育児休業(産後休暇)からの復職に関する申告書 (市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>
市内の認可保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方、就労内定の方(いずれも週35時間以上の勤務)	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー 保育士就労に関する同意書 (市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>
市外の認可保育施設又は市内外の認可外保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー	<input type="checkbox"/>

<世帯の状況>

申込時の状況	提出書類	
65歳未満の祖父母と同居している場合(住民票上別世帯でも同一住所又は同一建物・マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。)	同居祖父母の就労証明書等、保育の必要性を確認する書類(P11③の書類) ※提出がない場合、利用調整において不利になります(P25をご参照ください)。	<input type="checkbox"/>
生活保護世帯	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯、両親不存在(注1)	世帯状況申立書 (市指定の用紙) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯(予定)(注1)	世帯状況申立書 (市指定の用紙) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可) ※DVのおそれがある場合はこども施設入園課にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書又は在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー ※在留資格を確認できる書類・資格外活動許可証がない場合、申込みを受付することができません。	<input type="checkbox"/>
令和2年9月～令和3年8月の利用申込みにおいて、令和2年の1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります(P26をご参照ください)。	
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和2年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和2年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
海外から転入した方、海外在住の方	平成31(2019)年1月～令和元(2019)年12月の所得を確認するための書類	<input type="checkbox"/>
お子さん又は同居親族が障がいをお持ちの場合	障害者手帳のコピー、療育手帳のコピー又は精神障害者保健福祉手帳のコピー ※保育料が減免になることがあります(P32をご参照ください)。	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産以外の事由での利用申込みで、出産予定がある場合	出産にあたっての就労状況申告書 (市指定の用紙) 母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)	<input type="checkbox"/>

(注1) 配偶者、元配偶者又は内縁の夫・妻が同居の場合(住民票上別世帯でも同住所に住んでいる場合や、別居でも住民票が同住所の場合を含む)は、ひとり親と認定することはできません。

<お子さんの状況>

申込時の状況	提出書類	
補助金対象の認可外保育施設(簡易保育園)を利用している場合	通園証明書 (市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>
補助金対象施設以外の認可外保育施設(注2)、事業所内保育施設(注3)、居宅訪問型保育施設(注2)を利用している場合	認可外保育施設等利用証明書 (市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>
お子さんが心臓、腎臓、肝臓にかかわる疾病(治療中、経過観察中)をお持ちの場合	腎臓指導表・心臓指導表 (市指定の用紙、3歳以上) 保育園入園診断書 (市指定の用紙、3歳未満) ※入園希望月の締切日までにご提出がないと、利用調整にかけられない場合があります。	<input type="checkbox"/>
お子さんに病気や障がいなどがあり、特別な支援や医療的な配慮が必要な場合	保育園入園診断書(市指定の用紙)や関係機関の意見書等が必要になる場合があります。事前にこども施設入園課にご相談ください。	<input type="checkbox"/>

(注2) 都道府県知事に届出をしている施設が対象となります。

(注3) 都道府県知事に届出をしている施設、会社の就業規則や約款に定めがある施設が対象となります。

<兄弟の状況>

申込時の状況	提出書類	
兄弟姉妹が幼稚園(特別支援学校幼稚部)、福祉型児童発達支援センター、難聴幼児通園施設、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用しており、保育施設への入園を希望しない場合	児童福祉施設在園証明書 利用している施設から証明書を発行してもらおうようお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
兄弟姉妹が幼稚園に入園予定であり、保育施設への入園を希望しない場合	入園許可証等、入園することが確認できるもの	<input type="checkbox"/>

《書類の入手方法》

- 利用申込みに必要な書類(市指定)は、次の場所で配布しています。

※印の窓口では、P11①・②及び就労証明書のための配布です。また、ご相談や申込みはできません。

○こども政策部こども施設入園課

※P9<受付窓口>をご参照ください。

○子育てナビ行徳

※P9<受付窓口>をご参照ください。

※大柏出張所

南大野2-3-19

※市川駅行政サービスセンター

市川南1-1-1 (ザ タワーズ イースト3階)

※南行徳市民センター

南行徳 1-21-1

※各認可保育施設

- 利用申込みに必要な書類(市指定の用紙)は、市公式 Web サイト「申請書ダウンロードサービス」ページからダウンロードすることもできます。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/sys01/sinseidl-hoikuen.html>



《書類提出についての注意事項》

- 申込みを受け付けた時点で、3ヶ月以内に証明された書類が有効となります。
- 提出書類は、コピー可と表記のあるものを除き、すべて原本をご郵送ください。
- 提出された書類の返却はできません。また、写し(コピー)の提供等も原則行っておりません。
- 申込書や提出書類は、入園後も在園児の書類として引き続き使用します。

【個人番号(マイナンバー)について】

マイナンバー制度に基づき、教育・保育給付認定に関する申請書類にマイナンバーを記載していただく必要があります。申請書類ご提出の際は、申請者の個人番号(マイナンバー)が確認できるものと、身元確認できるものが必要です。

<マイナンバーの記載が必要な書類(手続き)>

- ① 市川市教育・保育給付認定申請書(様式第1号)(保育施設の利用申込みをするとき)
- ② 市川市教育・保育給付認定変更申請書(様式第9号)(認定区分の変更をするとき)
- ③ 市川市教育・保育給付認定申請事項変更届(様式第14号)(申請内容の変更をするとき)
- ④ 市川市教育・保育給付認定再交付申請書(様式第15号)(認定証の再交付の申請を行うとき)

<マイナンバー及び本人確認の方法>

- 受付窓口での書類提出(手続き)の場合、次に掲げる書類をご提示いただくことにより、申請者のマイナンバー及び本人確認を行います。
- 郵送での書類提出(手続き)の場合、次に掲げる書類のコピーを同封して郵送していただくことにより、申請者のマイナンバー及び本人確認を行います。

<申請者本人が申請する場合に必要な書類>

1. 申請者の番号確認(マイナンバー確認)のための書類	
右欄に掲げる書類のうち、いずれか1つ	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(表面及び裏面) <small>※マイナンバーカードは、「番号確認」及び「身元(実在)確認」の両方を行うことができることから、「身元(実在)確認のための書類」の提出は不要です。</small> <input type="checkbox"/> 住民票の写し(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カード <small>※氏名、住所等が変更になっていない場合には、番号確認のための書類として使用することができます。</small>
2. 申請者の身元(実在)確認のための書類	
(1)原則として、右欄に掲げる書類のうち、いずれか1つ	<input type="checkbox"/> 運転免許証(住所変更されている場合は、表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付きのものに限る) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 写真付き資格証明書(「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されており、提出時において有効なものに限る) <small>例: 船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等</small> <input type="checkbox"/> 税理士証票(提出時において有効なものに限る)

<p>(2)(1)の書類の提出が困難な場合、右欄に掲げる書類(「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているものに限る)のうち、いずれか2つ</p>	<p><input type="checkbox"/> 医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証(いずれも表面及び裏面)</p> <p><input type="checkbox"/> 国民年金手帳(表面及び裏面)</p> <p><input type="checkbox"/> 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書</p> <p><input type="checkbox"/> 納税証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書、戸籍の附票(謄本又は抄本)、住民票の写し、住民票記載事項証明書(いずれも提出時において発行された日から6ヶ月以内のものに限る)</p> <p><input type="checkbox"/> 母子健康手帳(発給された日から6ヶ月以内のものに限る)</p>
---	---

※2の身元(実在)確認書類を提出することが困難な場合は、こども施設入園課までご相談ください。

<代理人が申請する場合に必要な書類>

<p>1. <u>申請者の番号確認(マイナンバー確認)</u>のための書類</p>	<p>申請者本人が申請する場合に必要な書類1. 欄をご参照ください。</p>	
<p>2. <u>代理人の身元(実在)確認</u>のための書類</p>	<p>申請者本人が申請する場合に必要な書類2. 欄をご参照ください。</p>	
<p>3. 代理権が確認できるもの</p>	<p>法定代理人の場合</p>	<p>代理権が確認できるもの</p>
	<p>任意代理人の場合</p>	<p>委任状 (市公式 Web サイトに参考様式があります)</p>

■法定代理人とは、法律の規定によって定められた代理人です。

(親権者、未成年後見人、成年後見人)

■法定代理人以外の代理人は、すべて任意代理人となります。

親族も任意代理人になります(本人が20歳未満の場合を除く)。